

原木公園運動広場使用にあたっての禁止事項等

つぎの事項を厳守し、当該運動広場をご使用ください。

1. この運動広場を使用する者は、『使用者登録（団体）』が必要です。
2. 使用する者は、信篤市民体育館窓口において、使用承認手続きを行ない『使用承認書』の交付を受けてください。『使用承認書』は提示を求める場合がありますので、必ず携帯してください。
3. 夜間照明を使用する者は、運動広場の使用后、報告書を記入のうえ、必ず信篤図書館ポストへ鍵等一式と併せて投函（返却）してください。※鍵類の複製は厳重に禁止します。
4. 使用に際しては、管理先の指示に従ってください。
5. この運動広場は、ソフトボール・少年野球（軟式）の種目で利用することができます。
尚、以外の種目等で使用を希望する者は、管理先までお問合せください。
- 6・事故や怪我については、十分注意をしてください。
7. 使用時間には、準備・後片付けの時間も含まれます。
8. JR高架橋内へボール等を入れてしまった場合、施設（JR等施設含む）を破損・破壊した場合は、必ず管理先へ連絡ください。現状復旧をしていただく場合があります。
9. 使用後はレイキ（トンボ）でグラウンド整備を行ってください。
10. 備え付けの用具類を使用した場合は、必ず元の位置に戻してください。
11. ゴミ類は、お持ち帰りください。
12. 夜間照明は、午後9時までに消灯してください。
13. 当日の使用をキャンセルする場合には、管理先へ連絡ください。

また、無断キャンセル及び施設使用時間から30分を経過し連絡がない場合は、他の者に運動広場を開放いたします。

尚、無断キャンセルの多い団体には、使用制限等を行う場合があります。

14. 高谷橋から原木公園までの管理用通路については、十分に注意し安全に通行してください。
また、午後5時から午後9時までの時間帯に通行する際は、管理用ゲートをその都度、開閉をしてください。尚、管理用通路ゲート（高谷橋付近）は、午後9時30分に施錠いたしますのでそれまでに管理用ゲートを通過してください。

15. 雷管の使用は禁止いたします。
16. 他人に迷惑をかける行為を禁止いたします。
17. 酒気帯での使用及び火気類の使用は禁止します。
18. 公園前空きスペースは、一時的（荷降し等）に駐車する場所といたします。
19. 公園内への車両の乗り入れ及び駐車を禁止いたします。
20. 気象状況により、運動広場の使用を制限させていただく場合があります。
21. 市主催の行事等により、運動広場が使用できない場合があります。

○ 管理先 市川市 スポーツ課 信篤市民体育館 047-327-6336